

## 業務仕様書

## 1. 件 名

「平成29年度中野駅周辺都市計画関連資料作成等及びまちづくり計画検討支援等業務」

## 2. 目 的

この業務は、平成29年度、平成30年度に都市計画決定予定の中野駅周辺の各地区等の各種都市計画手続きに関するまちづくり検討支援、資料等の作成等を行う。また、都市計画策定に伴い必要な住民等への説明会に係る資料作成と説明会の運営支援を行うことを目的とするものである。

## 3. 業務期間

契約日の翌日から平成30年3月16日までとする。

## 4. 対象地区

中野区中野二丁目、三丁目、四丁目、五丁目

(別図「中野駅周辺まちづくり区域図」で定める範囲(約110ha))

## 5. 業務内容

## I. 中野三丁目地区におけるまちづくり計画の検討支援等

## (1) 中野駅西口地区における地区計画等の策定に係る資料の作成

平成29年度における地区計画等の都市計画決定に向け、関係機関との協議・調整に必要な資料の作成を行う。

## (2) 中野三丁目地区におけるまちづくり計画検討に係る資料の作成

中野三丁目地区において、良好な街並みの誘導を図るため、過年度の検討を深度化させ、地権者の個別説明の際に必要な資料の作成を行うと共に、地区計画範囲の拡大に向けた検討支援を行う。

## (3) 中野三丁目地区におけるまちづくり誘導のための業務

(2)において作成した資料を踏まえ、過年度の取り組みを深度化させ、まちづくり誘導に資するまちづくり方針等を検討するため、現地調査および地元勉強会等の開催支援、関連する資料等の作成を行う。

## II. 中野二丁目地区におけるまちづくり計画の検討支援等

## (1) 中野二丁目地区におけるまちづくり計画検討に係る資料の作成

中野二丁目地区において、良好な街並みの誘導を図るため、過年度の検討を深度化させ、地権者の個別説明の際に必要な資料の作成を行う。

## (2) 中野二丁目地区におけるまちづくり誘導のための業務

(1)において作成した資料を踏まえ、まちづくり方針等を検討するため、現地調査および地元勉強会

等の開催支援、関連する資料等の作成を行う。

### Ⅲ. 囲町地区におけるまちづくり支援

囲町地区において、再開発事業者が建物計画と併せて行う周辺の動線計画等、再開発事業を前提とした動線計画等について、技術的支援、関連資料の作成を行う。

### Ⅳ. 中野四丁目地区（区域3）における都市計画変更関連資料作成

中野四丁目地区地区計画の区域3に係る変更について、関係機関との協議・調整に必要な技術的支援、~~風洞実験~~関連資料の作成を行う。

## 6. 特記事項

- (1) 本業務に必要となる業務量（人・日）については、下表を参考とする。なお、業務量は全ての職階を合計したものである。

業務項目	業務量（人・日）	備考
I. 中野三丁目地区におけるまちづくり計画の検討支援等	51人・日	
II. 中野二丁目地区におけるまちづくり計画の検討支援等	38人・日	
Ⅲ. 囲町地区におけるまちづくり支援	13人・日	
Ⅳ. 中野四丁目地区（区域3）における都市計画変更関連資料作成	51人・日	

- (2) 提出する成果品

当業務検討資料・調整・協議資料一式（電子データ含む）及び報告書 A4版（縦）各5部

なお、報告書用紙については以下の基準による。

- ① 古紙配合率70%以上
- ② 非塗工印刷用紙：白色度70%以下
- ③ 塗工印刷用紙：塗工量が両面で30 g/m<sup>2</sup>以下
- ④ 再生利用されにくい加工が施されていないこと

提出先 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 事業推進部 中野駅エリア計画課

- (3) 業務の履行上必要な情報収集方法等については、事前に機構指示者と協議し、また、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- (4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、その都度機構指示者と協議すること。

- (5) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

- (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 工事（業務）の施工（履行）に際して、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入が

あった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

